

木更津工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営規程

平成 12 年 11 月 15 日

規 則 第 8 号

(趣旨)

第 1 条 木更津工業高等専門学校の組織及び運営に関する規則第 16 条第 1 項に基づき、地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）の運営その他必要な事項について定める。

(目的)

第 2 条 センターは、地域の中小企業を始めとする産業界を対象とした技術相談、共同研究、技術者のリフレッシュ教育を集約的に行い、地域産業の振興・活性化を助長し、地域の経済力向上に資することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 産業界との共同研究及び技術相談等研究交流に関すること。
- (2) 技術セミナー及び技術研修会に関すること。
- (3) 学内共同研究に関すること。
- (4) ものづくり教育の推進に関すること。
- (5) 公開講座に関すること。
- (6) 電子顕微鏡室の運営に関すること。
- (7) その他センターの推進に関する必要な事項。

(委員会)

第 4 条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、地域共同テクノセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学科・学系（以下「学科等」という。）から選出された教員若干名（ただし、副センター長を選出された学科等は除くものとする。）
- (4) 総務課長
- (5) その他校長が必要と認めた者

3 委員会の委員は、校長が委嘱する。

4 第 2 項第 3 号及び第 5 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(事務)

第 5 条 センターの事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、委員会の議を経て

センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の第 4 条第 2 項第 3 号及び第 5 号の委員の任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日までとする。
- 3 木更津工業高等専門学校技術開発相談室規程（平成 7 年 12 月 14 日規則第 2 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 木更津工業高等専門学校電子顕微鏡室運営規程（平成 13 年 4 月 1 日規則第 12 号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。